平成２１年（フ）第４９号
熊本県荒尾市宮内616番地
債務者　砂川真佐江
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第５５号
熊本県荒尾市宮内733番地５
債務者　橋本　知子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第７５号
秋田県由利本荘市船ヶ台12番地55
破産者　大場　峰一
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成１９年（フ）第１２３号
宮城県気仙沼市太田１丁目５番３号
破産者　小田　雅秋
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第８０号
奈良県北葛城郡広陵町馬見南６丁目１番７－203号
破産者　森島　晴次
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１９号
秋田県由利本荘市東由利宿字上九重滝37番地
破産者　木島　省吾
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２０年（フ）第３０９号
茨城県つくば市高見原１－４－125、開始決定時の住所茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷226番地２
破産者　中居　弘行
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１号
神奈川県平塚市公所326番地の４
破産者　今野　誠治
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２７号
北海道小樽市若竹町27番20号
破産者　鈴木　　忍
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第５０号
北海道小樽市天神２丁目９番21号
破産者　谷　久美子
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２０年（フ）第４３２号
横浜市磯子区岡村１丁目29番３号
破産者　阿川　武弘
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２９６１号
横浜市青葉区荏子田２丁目11番地５　タウンヒルズ根岸ⅢＢ－１
破産者　浅井　弘美（旧姓北方）
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第８７１号
神奈川県平塚市大神2114番地の３　ＢＧコーポ101号
破産者　千嶋　　満
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４２号
長野県上田市上田原1642番地　パークハイツ102号、前住所長野県上田市五加943番地１
破産者　古川　博史
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２０年（フ）第５４４号
山形市あけぼの２－１－１　山形刑務所内、住民票上の住所静岡県浜松市東区小池町2565番地の１
破産者　大岡　直樹
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第５７６号
静岡県磐田市西貝塚562番地４
破産者　神谷恵美子
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第２２２１号
名古屋市名東区朝日が丘42番地の１　朝日ハイツ102号
破産者　山本　達也
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７６号
名古屋市東区芳野１丁目16番11号　芳野マンション405号
破産者　石原　幸男
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１０号
愛知県春日井市中央通１丁目３番地　カーサ・中央通502号
破産者　ＴＡＫＥエージェンシーこと武田一成　こと　李　　一成
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部